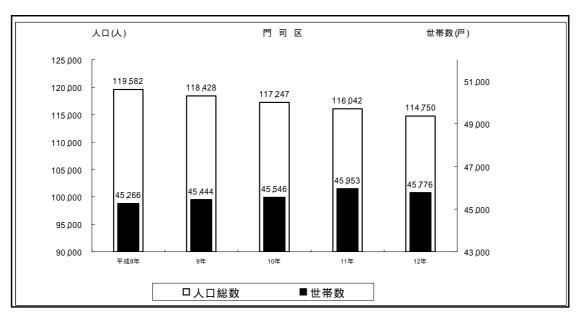
3 - 2 社会的状況

(1)人口及び産業の状況

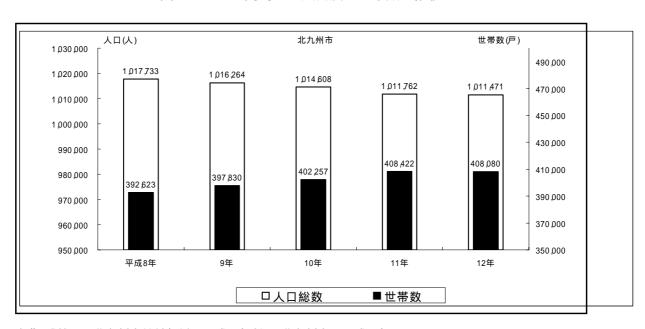
1) 人口

門司区及び北九州市の過去5年間の人口総数及び世帯数の推移は、図3-17及び図3-18に示すとおりである。平成12年度の門司区の人口総数は114,750人、世帯数は45,776戸であり、また、北九州市の人口総数は1,011,471人、世帯数は408,080戸である。人口総数及び世帯数は、門司区及び北九州市でやや減少している。



出典:「第38回北九州市統計年鑑 平成13年版」(北九州市 平成14年)

図3-17 門司区の人口及び世帯数の推移



出典:「第38回北九州市統計年鑑 平成13年版」(北九州市 平成14年)

図3-18 北九州市の人口及び世帯数の推移

2) 産業

産業別就業者数及び事業所数は、表3-19に示すとおりである。

門司区及び北九州市ともに従業者数及び事業所数の割合は、卸売・小売業・飲食店が最も多く、次いでサービス業となっている。

門司区 北九州市 区分 事業所 割合 従業者 割合 事業所 割合 従業者 割合 数 数 (%) 数(人) (%) (%) 数(人) (%) 〔第1次産業〕 農林漁業 0.0 ___1 0.0 ____15 0.0 146 0.0 __1 〔第2次産業〕 鉱業 12 0.2 128 0.2 25 0.0 364 0.1 建設業 462 4.124 7.8 49.472 9.7 7.4 4.860 8.6 製造業 366 5.8 8,250 15.7 2,818 5.0 84,814 16.6 〔第3次産業〕 電気・ガス・熱供給・水道業 0.1 131 0.2 0.1 2,833 0.6 8 66 運輸・通信業 7.2 10,090 19.2 3.7 43,789 450 2,095 8.6 卸売・小売業・飲食店 2,891 46.0 13,774 26.2 26,534 47.2 155,146 30.4 15,721 金融・保険業 1.4 825 1.6 1,149 2.0 3.1 86 不動産業 315 5.0 511 1.0 3,220 5.7 7,864 1.5 サービス業 1,653 26.3 12,961 24.7 15,315 27.2 138,803 27.2 公務(他に分類されないもの) 1,751 168 0.3 11,593 2.3 34 0.5 3.3

表3-19 産業別事業所数及び従業者数(平成8年)

出典:「第38回北九州市統計年鑑 平成13年版」(北九州市 平成14年)

6.278

100

(2)土地利用の状況

土地利用の状況は、表3-20に示すとおりである。門司区は、宅地(49.1%)、山林(22.2%)、田(12.4%)の順となっており、北九州市も、宅地(49.9%)、山林(19.0%)、田(10.4%)の順となっている。

52.546

100

56.265

100

510.545

100

また、都市計画用途地域指定状況は、図3-19に示すとおりであり、対象事業実施区域は、工業専用地域に指定されている。

	区分	田	畑	宅地	山林	原野	池沼	雑種地	総数
門司区	面積〔千m²〕	3,061	997	12,186	5,492	1,035	15	1,992	24,778
	割合(%)	12.4	4.0	49.1	22.2	4.2	0.1	8.0	100.0
北九州市	面積〔千m²〕	_ <u>23,555</u> _	9, <u>908</u> _	_112,674	_43,030_	_16,961	<u>828</u> _	19,0 <u>57</u>	226,013
	割合(%)	10.4	4.4	_49.9	19.0	7.5	0.4	8.4	100.0

表 3 - 2 0 土地利用状況(平成13年)

出典:「第38回北九州市統計年鑑 平成13年版」(北九州市 平成14年)



出典:「北九州市都市計画総括図(東部)」(北九州市 平成13年)

図 3 - 1 9 都市計画図

(3)河川及び海域の利用並びに地下水の利用の状況

1)河川の利用状況

対象事業実施区域周辺の河川は、図3-8に示すとおりである。

対象事業実施区域周辺の主要河川としては2級河川の竹馬川(河川延長 6,250m、流域面積 32.01km²)及び相割川(河川延長 3,300m、流域面積 9.96km²)がある。相割川の水は農業用水及び工業用水として利用され、竹馬川の水は農業用水として利用されている。また、松ヶ江貯水池(5,500m³/日)は、上水道の水源として利用されている。なお、「北九州市水産要覧」(北九州市経済局 平成9年)によると、竹馬川水系及び相割川水系には内水面区画漁業権区域は設定されていない。

2)海域の利用状況

対象事業実施区域の前面海域は、特定重要港湾北九州港港湾区域に指定されており、輸送機械、石炭、鉄鋼の港湾貨物輸送のための船舶の航行や停泊の場として利用されている。

また、前面海域は図3-20に示すとおり漁業権が設定されている。



出典:「北九州市水産要覧」(北九州市経済局 平成9年)

「豊前海区における漁業権の概要」(福岡県 平成12年)より作成

図3-20 漁業権分布図

(4)交通の状況

1)道路

対象事業実施区域周辺の交通の状況は、図3-21に示すとおりである。

対象事業実施区域の西側には九州縦貫自動車道、主要地方道門司行橋線(県道25号線) 主要地方道新門司港大里線(県道71号線)及び市道吉志新門司1号線が南北方向に走っている。 対象事業実施区域周辺の主要道路の自動車交通量は、表3-21に示すとおりである。

表3-21 主要道路の自動車交通量

	知识地上々	平日自動車交通量(台/24h)			
	観測地点名	乗用車類	貨物車類	合計	
九州縦貫自動車道	門司区(新門司IC~小倉東IC間)	8,830	14,624	23,454	
主要地方道門司行橋線 (県道25号線)	門司区大字吉志 (バイパス) 門司区大字吉志	16,345 5,722	8,620 2,164	24,965 7,886	
主要地方道新門司港大里線 (県道71号線)	門司区浦中付近	1,026	497	1,523	

出典:「平成11年度 道路交通センサス一般交通量調査箇所別基本表」(建設省 平成11年)

2)船舶

対象事業実施区域の北側には北九州港があり、フェリー発着場がある。北九州におけるフェリーの利用状況は、表3-22に示すとおりである。

表3-22 フェリー利用状況(平成12年度)

	乗船人員	降船人員	総計	
旅客人員	817,236	735,766	1,553,009	

注)表の人員数は、北九州市内のフェリー会社の合計

出典:「第38回北九州市統計年鑑 平成13年版」(北九州市 平成14年)

3)航空機

対象事業実施区域の南西側には北九州空港がある。北九州空港における航空機の利用状況は、表3-23に示すとおりである。

表 3 - 2 3 航空機利用状況(平成12年度)

	乗客	降客	総計	
旅客人員	80,496	79,110	159,606	

出典:「第38回北九州市統計年鑑 平成13年版」(北九州市 平成14年)



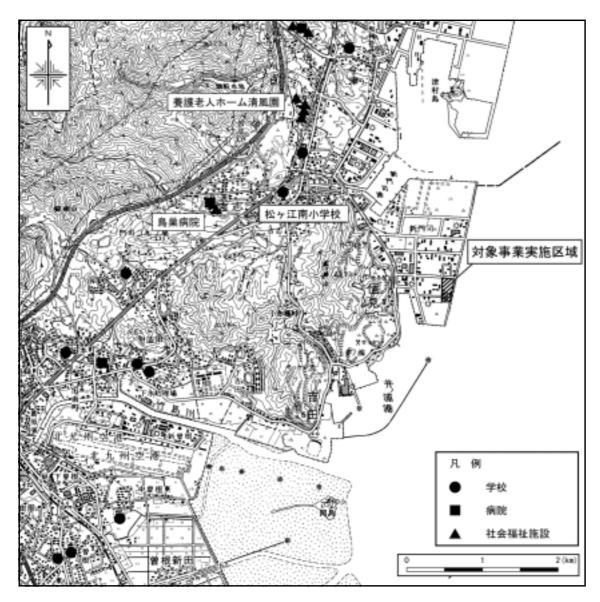
出典:「平成11年度 道路交通センサス」(建設省 平成11年) 図3-21 交通の状況

(5)学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況

対象事業実施区域周辺の学校、病院及び福祉施設の位置は、図3-22に示すとおりである。

対象事業実施区域の最寄りの施設としては、北西約2kmに松ヶ江南小学校があり、西北西約3kmに鳥巣病院、北北西約3kmに養護老人ホーム清風園がある。

また、対象事業実施区域付近では主要地方道新門司港大里線(県道71号線)の西側に住宅地がある。



出典:福岡県教育委員会資料(平成13年) 北九州市保健福祉局保健医療課資料(平成13年)

図3-22 学校、病院、福祉施設等の位置

(6)下水道の整備の状況

下水道整備状況は、表3-24に示すとおりであり、対象事業実施区域周辺の下水道計画図は、 図3-23に示すとおりである。門司区の下水道普及率は96.5%であり、北九州市全域の普及率は 98.0%である。

表3-24 下水道の整備状況(平成13年度末)

	行政人口 (人)	処理人口 (人)	普及率 (%)
門司区	115,437	111,458	96.5
北九州市	1,010,338	990,364	98.0

出典:「2002事業概要」(北九州市建設局 平成14年)



出典:「北九州市下水道計画図」(北九州市建設局 平成13年)

図3-23 下水道計画図

- (7)環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況
 - 1) 環境基本法(平成5年法律第91号)に基づく環境基準 大気汚染に係る環境基準

大気汚染に係る環境基準は、表3-25に示すとおりである。

表3-25 大気汚染に係る環境基準

12.3	- とう 八気の木にいる場先至十			
物質	環境上の条件			
	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時			
二酸化硫黄(SО₂)	間値が0.1ppm以下であること			
	(昭和48年環境庁告示第25号)			
	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾー			
二酸化窒素(NO ₂)	ン内又はそれ以下であること			
	(昭和53年環境庁告示第38号)			
	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間			
一酸化炭素(CO)	値の8時間平均値が20ppm以下であること			
	(昭和48年環境庁告示第25号)			
	1時間値の1日平均値が0.10mg/m³以下であり、かつ、1			
浮遊粒子状物質(SPM)	時間値が0.20mg/m³以下であること			
	(昭和48年環境庁告示第25号)			
光化学オキシダント(Ox)	1時間値が0.06ppm以下であること			
	(昭和48年環境庁告示第25号)			
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m³以下であること			
	(平成9年環境庁告示第4号)			
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m³以下であること			
	(平成9年環境庁告示第4号)			
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m³以下であること			
	(平成9年環境庁告示第4号)			
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m³以下であること			
	(平成9年環境庁告示第4号)			

水質汚濁に係る環境基準

水質汚濁に係る環境基準は、表3-26から表3-29に示すとおりである。また、対象 事業実施区域前面海域の生活環境項目に係る水域類型は、A類型であり、全窒素・全燐に係 る水域類型は 類型である。また、対象事業実施区域前面海域の生活環境項目に係る環境基 準点は、図3-9に示すとおりである。

表3-26 人の健康の保護に関する環境基準(昭和46年環境庁告示第59号)

	·
項 目	基準値
カドミウム	0.01 mg/? 以下
全 シ ア ン	検出されないこと
鉛	0.01 mg/? 以下
	0.05 mg/? 以下
砒 素	0.01 mg/? 以下
総 水 銀	0.0005mg/? 以下
アルキル水銀	検出されないこと
P C B	検出されないこと
ジ ク ロ ロ メ タ ン	0.02 mg/? 以下
四 塩 化 炭 素	0.002 mg/? 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/? 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.02 mg/? 以下
シス - 1 , 2 - ジクロロエチレン	0.04 mg/? 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/? 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/? 以下
トリクロロエチレン	0.03 mg/? 以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/? 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/? 以下
チ ウ ラ ム	0.006 mg/? 以下
シマジン	0.003 mg/? 以下
チオベンカルブ	0.02 mg/? 以下
	0.01 mg/? 以下
セレン	0.01 mg/? 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/? 以下
ふっ素	0.8mg/? 以下
ほう素	1mg/? 以下

- 備 考 1.基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値について は、最高値とする。
 - 2.「検出されないこと」とは、環境庁が定める方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
 - 3. 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。

表3-27 生活環境の保全に関する環境基準 < 河川 > (昭和46年環境庁告示第59号)

	(1) 2 / 工作表表の体上に関する表先至十、月川 / (電信で十級先月日かおのう)									
項目			基準値							
	利用目的の適応性	水素イオン	生物化学	浮 遊	溶存	大腸菌				
		濃度(pH)	的酸素要	物質量	酸素量	群数				
類型			求量(BOD)	(SS)	(DO)					
АА	水道1級、自然環境保全及	6.5以上	1mg/?	25mg/?	7.5mg/?	50MPN/100m? 以下				
	びA以下の欄に掲げるもの	8.5以下	以下	以下	以上					
Α	水道2級、水産1級、水浴	6.5以上	2mg/?	25mg/?	7.5mg/?	1,000MPN/100m?				
	及びB以下の欄に掲げるもの	8.5以下	以下	以下	以上	以下				
В	水道3級、水産2級及びC以	6.5以上	3mg/?	25mg/?	5mg/?	5,000MPN/100m?				
	下の欄に掲げるもの	8.5以下	以下	以下	以上	以下				
С	水産3級、工業用水1級	6.5以上	5mg/?	50mg/?	5mg/?					
	及びD以下の欄に掲げるもの	8.5以下	以下	以下	以上	-				
D	工業用水2級、農業用水	6.0以上	8mg/?	100mg/?	2mg/?	-				
	及びEの欄に掲げるもの	8.5以下	以下	以下	以上					
	工業用水 3 級	6.0以上	10mg/?	ごみ等の浮	2mg/?					
Е	環境保全	8.5以下	以下	遊が見られ	以上	-				
				ないこと						

- 備 考 1.基準値は日間平均値とする(湖沼、海域もこれに準ずる)。
 - 2.農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/? 以上とする (湖沼もこれに準ずる)。

表3-28 生活環境の保全にする関する環境基準 < 海域 > (昭和46年環境庁告示第59号)

項		基準値						
	利用目的の適応性	水素イオン	化学的酸素	溶 存		n - ላ‡サン		
類人		濃度	要求量	酸素量	大腸菌群数	抽出物質		
型		(pH)	(COD)	(DO)		(油分等)		
	水産1級、水浴自然環境	7.8以上	2mg/?	7.5mg/?	1,000MPN/	検出され		
Α	保全及びB以下の欄に掲	8.3以下	以下	以上	100?	ないこと		
	げるもの				以下			
В	水産2級、工業用水及び	7.8以上	3mg/?	5mg/?	-	検出され		
	Cの欄に掲げるもの	8.3以下	以下	以上		ないこと		
С	環境保全	7.0以上	8mg/?	2mg/?	-	-		
		8.3以下	以下	以上				

表3-29 海域の全窒素及び全燐に係る環境基準(平成5年環境庁告示第65号)

	こう「持切の工業が入り工作にある状況主	- (1 10% 5 1 74K 761)	<u>, </u>	
項目		基準値		
類型	利用目的の適応性	全窒素	全 燐	
	自然環境保全及び 以下の欄に掲げるもの	0.2mg/? 以下	0.02mg/? 以下	
	(水産2種及び3種を除く)			
	水産1種、水浴及び 以下の欄に掲げるもの	0.3mg/? 以下	0.03mg/? 以下	
	(水産2種及び3種を除く)			
	水産2種及び の欄に掲げるもの	0.6mg/? 以下	0.05mg/? 以下	
	(水産3種を除く)			
	水産 3 種、工業用水、生物生息環境保全	1 mg/? 以下	0.09mg/? 以下	

備考 1. 基準値は、年間平均値とする。

2. 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。

騒音に係る環境基準

騒音に係る環境基準は、表3-30から表3-32に示すとおりであり、また北九州市に おける騒音の地域類型指定は、表3-33に示すとおりである。なお、道路に面する地域の 騒音に係る環境基準において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、表3-31 にかかわらず、表3-32に示す基準値を適用する。

表3-30 騒音の環境基準<道路に面する地域以外の地域>(平成10年環境庁告示第64号)

					時 間 の			X	ታ	}
地	域	の	類	型	昼	間			夜 間	
	A A 5 0 デシベル以下					40 デシベル以下				
A及びB				5 5 デシベル以下			4 5 デシベル以下			
С					6 0 デシ [,]	ベル以下		50デシベル以下		

- 注1)AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。 注2)Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。

- 注3)Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。 注4)Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

表3-31 騒音の環境基準<道路に面する地域>(平成10年環境庁告示第64号)

					基	準 値			
坩	域 域	の	X	分	昼間	夜 間			
A地域の	うち2車線以	上の車線	を有す	60デシベル以下	55デシベル以下				
る地域									
B地域の	B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面す								
る地域及びC地域のうち車線を有する道路に面す 65デシベル以下 60デシベル以下									
る地域									

表3-32 騒音の環境基準<幹線交通を担う道路に近接する空間>(平成10年環境庁告示第64号)

基準	
昼間	夜 間
7 0 デシベル以下	6 5 デシベル以下

【備考】

個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれて いると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては45デシベル以 下、夜間にあっては40デシベル以下)によることができる。

表3-33 北九州市における騒音の地域類型指定

地域の類型	あてはめる地域	時間の	区分
地域の残空	めてはめる地域	昼間	夜間
Α	騒音規制法に基づく第1種区域		
В	騒音規制法に基づく第2種区域	6:00 ~ 22:00	22:00~翌日6:00
С	騒音規制法に基づく第3種区域及 び第4種区域		
備考	AA地域は指定しない		

注1)この表は都市計画法に規定する工業専用地域及び臨港地区、港湾法に規定する臨港地区並びに航空法に 規定する飛行場については適用しない。

注2)騒音規制法に基づく区域については、表3-37を参照。

土壌汚染に係る環境基準

ほう素

土壌汚染に係る環境基準は、表3-34に示すとおりである。

環 境 上 件 頂 目 の 条 カドミウム 検液 1? につき0.01mg以下であり、かつ、農用地においては、 米 1 kgにつき1mg未満であること 全 シアン 検液中に検出されないこと 有 _ 機 燐 検液中に検出されないこと 検液 1? につき0.01mg以下であること 鉛 検液 1? につき0.05mg以下であること 六 価 クロム 素 検液1? につき0.01mg以下であり、かつ、農用地(田に限る) 砒 においては、土壌1kgにつき15mg未満であること 総 水 検液 1? につき0.0005mg以下であること アルキル水銀 検液中に検出されないこと C В 検液中に検出されないこと 農用地(田に限る)において、土壌1kgにつき125mg未満であ ること ジクロロメタン 検液 1? につき0.02mg以下であること 検液 1? につき0.002mg以下であること 四 塩 化 炭 素 1,2-ジクロロエタン 検液 1? につき0.004mg以下であること 1,1-ジクロロエチレン 検液 1? につき0.02mg以下であること シス-1,2-ジクロロエチレン 検液 1? につき0.04mg以下であること 1,1,1-トリクロロエタン 検液 1? につき 1mg以下であること 1.1.2-トリクロロエタン |検液1? につき0.006mg以下であること トリクロロエチレン 検液 1? につき0.03mg以下であること テトラクロロエチレン 検液 1 ? につき0.01mg以下であること 1,3-ジクロロプロペン 検液 1? につき0.002mg以下であること ウ ラ 検液 1? につき0.006mg以下であること Δ ジ |検液1?につき0.003mg以下であること シ マ ン チオベンカルブ 検液 1? につき0.02mg以下であること ベ ンゼン 検液 1? につき0.01mg以下であること セ レ 検液 1? につき0.01mg以下であること ふっ素 検液 1? につき0.8mg以下であること

表3-34 土壌汚染に係る環境基準(平成3年環境庁告示第46号)

2) ダイオキシン類対策特別措置法(平成11年法律第105号)に基づく環境基準 ダイオキシン類の環境基準は、表3-35に示すとおりである。

表3-35 ダイオキシン類の環境基準(平成11年環境庁告示第68号)

	* * * * * * * * * * * * * * * * * * * *			
	基準値			
大気質	年平均値が0.6pg-TEQ/m³以下			
水質	年平均値が1pg-TEQ/? 以下			
水底の底質	150pg-TEQ/g以下			
土壌	1,000pg-TEQ/g以下			

検液 1? につき 1 mg以下であること

3) 北九州地域公害防止計画

北九州市のみを計画範囲とする「北九州地域公害防止計画」が昭和47年度に昭和56年度を目標年次として、福岡県知事により策定された。その後、引き続き総合的な公害防止施策を講じる必要があるとして、昭和57年度、昭和62年度及び平成3年度にそれぞれ5年間の延長計画が策定された。さらに、平成9年度には平成13年度を目標とする公害防止計画が策定された。この計画では、(1)交通公害対策、(2)閉鎖性水系の水質汚濁対策、(3)有害化学物質対策、(4)廃棄物・リサイクル対策の4つを主要課題に掲げ、重点的に各種の施策に取り組んでいる。

4) 公害防止に係る地域地区及び規制基準

大気汚染に係る規制

- 7) 大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)・北九州市公害防止条例(昭和46年施行)による規制 大気汚染防止法により、ばい煙の排出規制等が定められており、北九州市公害防止条例 は大気汚染防止法の対象より小規模な施設の規制のほか公害防止協定の締結などについて 定めている。
- 1) ダイオキシン類対策特別措置法(平成11年法律第105号)による規制 廃棄物焼却炉のダイオキシン類に係る大気排出基準は、表3-36に示すとおりである。

表3-36 ダイオキシン類の大気排出基準 < 廃棄物焼却炉 > (平成11年総理府令第67号)

〔単位:ng-TEQ/m³N〕

特定施設の種類	施設規模	新設施設	既存施設の排出基準	
		排出基準	H14.11.30まで	H14.12.1から
廃棄物焼却炉	4t/h以上	0.1		1
(火床面積0.5m ² 以上ま	2t/h以上 4t/h未満	1	80	5
たは焼却能力50kg/h以上)	2t /h未満	5		10

水質汚濁に係る規制

ア) 水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)・瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第 110号)・北九州市公害防止条例(昭和46年施行)による規制

水質汚濁防止法及び、瀬戸内海環境保全特別措置法に基づき、特定工場からの排出水規 制を行っている。また、北九州市では北九州市公害防止条例により、水質汚濁防止法対象 外の工場・事業場についても規制を行っている。さらに、洞海湾、響灘、周防灘を含めた 瀬戸内海等について上乗せ排水基準が設定されている。

a. 水質総量規制

福岡県では県のCOD汚濁負荷量の削減目標値を達成するために「総量削減計画」を策定 し、生活排水処理施設の整備、総量規制基準の設定等、総合な汚濁負荷量の削減対策を実 施している。

b. 富栄養化対策

水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)により海域に係る窒素及び燐の排水基 準が設定されており、北九州市では若松区と八幡西区の一部を除いたほとんどの市域にお ける特定工場 (50m³/日以上)が適用を受ける。

騒音に係る規制

騒音規制法(昭和43年法律第98号)に基づく特定工場等の騒音の規制に関する基準は、 表3・37に示すとおりであり、対象事業実施区域は工業専用地域であるため、第4種区 域となる。

また、特定建設作業の規制に関する基準は、表3-38に示すとおりであり、自動車交 通騒音の要請限度は、表3-39に示すとおりである。

時間	6:00	8:00	19:00	23:00 夜
区域	~8:00	一~19:00	~ 23:00	¹⁹² ~ 6 : 0 0
第1種区域	45デシベル以下	50デシベル以下	45デシベル以下	45デシベル以下
第2種区域	50デシベル以下	60デシベル以下	50デシベル以下	50デシベル以下
第3種区域	65デシベル以下	65デシベル以下	65デシベル以下	55デシベル以下
第4種区域	70デシベル以下	70デシベル以下	70デシベル以下	65デシベル以下

表3-37 特定工場等の騒音に係る規制基準

【備	備考】 〔区域の区分〕					
	区域	都市計画法における用途地域				
	第1種区域	第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域 第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域				
	第2種区域	第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、 準住居地域、市街化調整区域				
	第3種区域	近隣商業、商業地域、準工業地域				
	第4種区域	工業地域、工業専用地域、臨港地区				

注)島しょ、北九州空港の敷地を除く。

表3-38 特定建設作業に係る騒音規制基準

	騒音規制法に定める規制内容	適用除外
作業場所の敷地境界地点の 騒音レベル	85デシベル以下	-
作業禁止時間	午後7(10)時~午前7(6)時	
1日の作業時間	10(14)時間以内	
同一場所での連続作業期間	6 日以内	
作業禁止日	日曜日その他休日	

注1)()内が適用される区域は、指定地域のうち、おおむね、工業地域・工業専用地域・臨港地区。 ただし、そのうち学校・保育所・病院・図書館特別養護老人ホーム等の周囲80m以内は除く。 注2)適用除外欄の各項は次のとおり。

災害その他非常事態の発生により緊急を要する場合

人の生命、身体の危険防止のため必要な場合

鉄道、軌道の正常な運行確保のため必要な場合

道路法による占有許可(協議)または、道路交通法による使用許可(協議)に条件が付された場合 変電所の変更工事で必要な場合

注3)特定建設作業とは、くい打機・くい抜機・くい打くい抜機、びょう打機、さく岩機、空気圧縮機、コンクリートプラント・アスファルトプラント、バックホウ、トラクターショベル、ブルドーザ等を使用する作業。

出典:「騒音と振動の手引き」(北九州市環境局 平成12年)

表3-39 自動車交通騒音の要請限度

〔単位:等価騒音レベル〕

N.	+ =1 :	Φ.	- T	区分	基準値	直	
X	域	Ø	K	<i>י</i> ח		昼間 (6:00~22:00)	夜間 (22:00~6:00)
a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域					65 デシベル	55 デシベル	
a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域				70 デシベル	65 デシベル		
b 区域のうち 2 車 及び c 区域のうち	線以上(車線を有	D車線で する道	を有す	る道路 する区	こ面する区域 域	75 デシベル	70 デシベル

【備考】

・表に掲げる区域のうち幹線交通を担う道路に近接する区域(2車線以下の車線を有する道路の場合は 敷地の境界線から15m、2車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から20mまでの範 囲をいう)に係わる限度は上表にかかわらず、下表のとおりとする。

〔単位:等価騒音レベル〕

昼間	夜間
75デシベル	70デシベル

注)「幹線交通を担う道路」とは、道路法第3条に規定する高速自動車道、一般国道、都道府県道、4車線以上の市町村道、道路運送法第2条第8項に規定する一般自動車道であって都市計画法施行規則第7条第1号に定める自動車専用道路をいう。

自動車騒音の要請限度の区域

区域	都市計画法における用途地域
a 区域	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、 第1中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域
b区域	第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、市街化調整区域
c 区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

振動に係る規制

振動規制法(昭和51年法律第64号)に基づく特定工場等の振動の規制に関する基準は、表3-40に示すとおりであり、対象事業実施区域は工業専用地域であるため規制区域外となる。また、特定建設作業の規制に関する基準は、表3-41、道路交通振動の要請限度は、表3-42に示すとおりである。

表3-40 特定工場等の振動に係る規制基準

区域	時間	昼間 (8:00~19:00)	夜 間 (19:00~8:00)	
	第1種区域	60デシベル以下	55デシベル以下	
	第2種区域	65デシベル以下	60デシベル以下	
【備考】				
	区域	都市計画法における用	途地域	
第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、 第1中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、 第1種区域 第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、 市街化調整区域		2 種中高層住居専用地域、		
	第2種区域	近隣商業地域、商業地域、準	工業地域、工業地域	
注)島しょ、北九州空港の敷地を除く。				

出典:「騒音と振動の手引き」(北九州市環境局 平成12年)

表3-41 特定建設作業に係る振動規制基準

	振動規制法に定める規制内容	適用除外
作業場所の敷地境界地点の 振動レベル	75デシベル以下	-
作業禁止時間	午後7(10)時~午前7(6)時	
1日の作業時間	10(14)時間以内	
同一場所での連続作業期間	6 日以内	
作業禁止日	日曜日その他休日	

注1)()内が適用される区域は、指定地域のうち、おおむね、工業地域。

ただし、そのうち学校・保育所・病院・図書館特別養護老人ホーム等の周囲80m以内は除く。

注2)適用除外欄の各項は次のとおり。

災害その他非常事態の発生により緊急を要する場合

人の生命、身体の危険防止のため必要な場合

鉄道、軌道の正常な運行確保のため必要な場合

道路法による占有許可(協議)または、道路交通法による使用許可(協議)に条件が付された場合 変電所の変更工事で必要な場合

注3)特定建設作業とは、くい打機・くい抜機・くい打くい抜機を使用する作業、剛球を使用して建築物 その他の工作物を破壊する作業、舗装版破砕機を使用する作業、プレーカーを使用する作業。

出典:「騒音と振動の手引き」(北九州市環境局 平成12年)

表3-42 道路交通振動に係る要請限度

時間区域	昼間 (8:00~19:00)	夜 間 (19:00~8:00)
第1種区域	65デシベル以下	60デシベル以下
第2種区域	70デシベル以下	65デシベル以下

注)区域については、表3-40参照。

悪臭に係る規制

悪臭防止法(昭和46年法律第91号)に基づく敷地境界における悪臭物質の規制基準は、 表3-43に示すとおりである。

表3-43 悪臭物質の規制基準(敷地境界) 〔単位:ppm〕

項目	規制基準
メチルメルカプタン	0.002
硫化水素	0.02
硫化メチル	0.01
二硫化メチル	0.009
トリメチルアミン	0.005
アンモニア	1.0
アセトアルデヒド	0.05
スチレン	0.4
ノルマル酪酸	0.001
イソ吉草酸	0.001
ノルマル吉草酸	0.0009
プロピオン酸	0.03
プロピオンアルデヒド	0.05
ノルマルブチルアルデヒド	0.009
イソブチルアルデヒド	0.02
ノルマルバレルアルデヒド	0.009
イソバレルアルデヒド	0.003
イソブタノール	0.9
酢酸エチル	3.0
メチルイソブチルケトン	1.0
トルエン	10.0
キシレン	1.0

出典:「大気規制の手引き」(北九州市環境局 平成13年)

5) 自然環境保全地域

対象事業実施区域周辺の自然環境保全地域は、図3-24に示すとおりであり、対象事業 実施区域西側の企救山地には足立・戸ノ上風致地区及び吉志緑地保全地区がある。



出典:「北九州市公園緑化配置図」(北九州市建設局 平成9年)

図3-24 自然環境保全地域

6) 文化財等

対象事業実施区域周辺には、表3 - 4 4 に示すとおり、小倉南区中吉田に市指定有形文化 財「木造阿弥陀如来座像」(彫刻)がある。

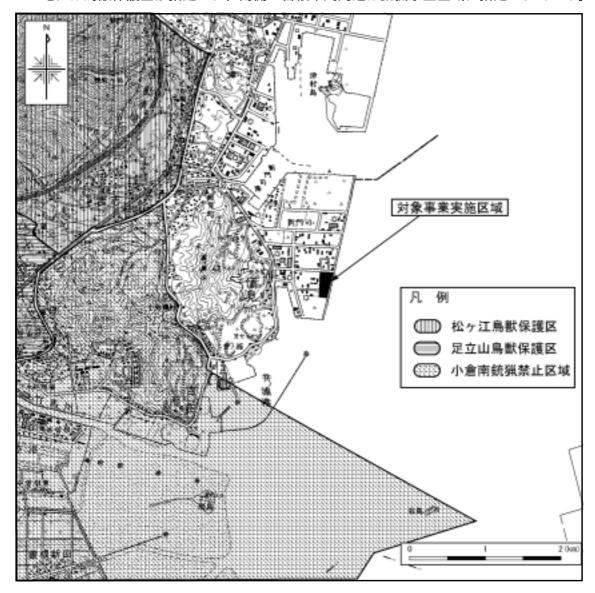
表 3 - 4 4 文化財

種別	名称	数	指定年月日	所在地
市指定有形文化財 (彫刻)	木造阿弥陀如来座像	1躯	H6.3.30	小倉南区中吉田六丁目5番4号 宋光寺

出典:「北九州市の文化財」(北九州市教育委員会 平成11年)

7) 鳥獣保護区等

鳥獣保護区等位置は、図3 - 2 5 に示すとおりであり、対象事業実施区域の西側の企救山地には鳥獣保護区が指定され、南側の曽根干潟周辺は銃猟禁止区域に指定されている。



出典:「福岡県鳥獣保護区等位置図」(福岡県 平成13年)

図3-25 鳥獣保護区等位置